

自営業者の収入について

<p>自営業者の収入の定義</p>	<p>健康保険法において、自営業者の収入は「総収入金額から必要最低限の直接的必要経費を差し引いた額」になります。</p>	<p>収入が基準内であっても、経営状態の悪化など、収入減少が一時的なものだと判断される場合は扶養認定はできません。過去数年間の収入を調査し、将来の収入を勘案して判断します。</p>
--------------------------	---	--

<p>巴川健保が認める直接的必要経費</p>	<p>売上原価</p>	<p>健康保険法における収入は、税法と違い、直接的必要経費以外の経費・控除額を収入額から差し引くことを認めません※。</p> <p>認めない経費・控除額の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税公課 ・旅費交通費 ・接待交際費 ・損害保険料 ・消耗品費 ・減価償却費 ・雑費 など
-------------------------------	--------------------	---

※ 給与所得者や年金受給者では経費の控除が認められず、収入総額が評価対象となるのに対して、自営業者では売上から必要経費を控除することが認められています。

そこで公平性を期すため、被扶養者認定において自営業の経費として認められるのは、必要最低限それなしでは事業が成り立たない「売上原価」に限定しています。

<p>事業で他の人を雇用している場合</p>	<p>被扶養者として認められません。</p>	<p>事業主として人を雇用している場合、経営者とみなします。</p>
-------------------------------	------------------------	------------------------------------

<p>自営業収入がある場合に提出が必要な書類</p>	<p>① 最新の確定申告書第一表・第二表の写し ② 青色申告決算書または収支内訳書の写し</p>	<p>確定申告をしていない場合は、住民税申告書と収支内訳書の写しでも可です。</p>
-----------------------------------	--	--

「所得金額等」ではなく「**収入金額等**」の金額の合計が収入です。

各種の控除を収入から差し引くことはできません。

令和二年分以降用